



### 戦争法案は廃案へ!!各支部でDVD視聴会など続々開催!

「戦争法案を廃案へ」の流れが、江東民商の中でも広がっています。全国商工団体連合会(全商連)作成のDVD、「戦後70年 語り継ぐ戦争 ~平和でこそ商売繁盛~」などを視聴し、戦争法案を廃案にしようと江東民商の各支部で運動が進んでいます。このDVDでは、戦争を体験した民商会員の方が自身の戦争体験を語る姿や、米国がビキニ環礁で行った水爆実験の被害を受けた民商会員達が、原水爆禁止の署名活動を始める様子などが収められています。

○ 南砂支部では、7/29(水)の班会で、インターネットで公開され反響を呼んでいる動画、「教えてあげる ヒゲの隊長」を視聴しました。この動画は、戦争法案の解説用に自民党が作成した動画、「教えて ヒゲの隊長」内の矛盾点を、現役女子高生のあかりちゃんが厳しく指摘しているパロディ動画です。また、同日に日本共産党の小池晃参議院議員による国会質問も視聴しました。

8/6(木)の役員会では全商連のDVDを視聴しました。これらの動画やDVDを視聴し、戦争法案の違憲性、政府与党の不誠実な対応に怒りの声が上がるとともに、戦争法案廃案に向けた取り組みの必要性について議論しました。

8/23(日)に20名の参加で行われた納涼会でも、戦争法案廃案のため、各地で行われている集会・デモへの積極的な参加が呼びかけられました。

○ 深川北支部でも7/27(月)に班会でDVDを視聴しました。「戦争法案を廃案に追い込むためにも、戦争の悲惨さをもっと多くの若者達に伝えていく必要がある」、と支部で確認しました。

○ 北大島支部は8/18(火)にDVD視聴会を行い、「戦争法案を知らない人たちに、内容をアピールしていこう」と話し合いました。

○ 枝川支部も8/22(土)に視聴会を実施。DVD視聴後、参加者が自らの戦争体験を語り、戦争は2度と起こしてはならないと、支部の結束を高めました。

東陽支部でも8/26(火)にDVDの視聴会を行います。

戦争法案の審議も最終盤に入りました。各支部でDVD視聴会や班会を行い、地域から草の根の運動を起こし、更に世論を盛り上げましょう!



7/29 の南砂班会の様子



7/27 深川北班会の様子



8/22 枝川DVD視聴会

### 江東西税務署に收支内訳書の督促に関する申し入れを行いました

今年の7~8月にかけて、民商のもとに「税務署より收支内訳書の提出を促す文章が来ています。その中に、内訳書を提出しないと調査に入ることをお知らせする文があり、不安、どうしたらいいか」という相談が多く寄せられました。

收支内訳書の提出は法律上、罰則のない「訓示規定」です。民商では、納税者の申告により納税額を決定する申告納税制度のもと、自主記帳・自主計算を推進し、收支内訳書の提出は納税者の判断に委ねています。あくまで、納税者が自ら判断すべき事柄を、「税務調査」をおこなうことで提出を迫るやり方は断じて許せません。

8/20に江東民商の森外米蔵事務局長、鈴木正之要求運動部長、收支内訳書の督促が来た会員御夫婦で江東西税務署に申し入れを行いました。江東西税務署は総務課長と総務課長補佐が対応しました。

まず、このような收支内訳書の督促状を出す理由について尋ねたところ、「收支内訳書の提出は所得税法120条に記載されており、あくまで適切な税額決定を行うためのお願いです。」などと回答しました。

あくまで訓示規定であり、罰則が無いにも関わらず、「税務調査」をおこなったり、過小申告加算税を課すような記載があることを抗議し、「收支内訳書の提出の有無で税務調査に入ったり、納税者に不利益が被ることは無い」との回答を引き出しました。

納税者の権利を守るためには、民商を強く、大きくし会員の要求を寄せ合い、行動することで行政を動かすことが必要です。中小業者の権利、生活のため、江東民商の仲間を大いに増やし、集まって話合当中で多くの要求を出し合ひましょう!

一通番号 385  
平成 27 年 7 月 30 日

江東西 税務署長

書類の提出について

税務行政につきましては、日頃からご協力いただきありがとうございます。  
さて、あなたが提出された平成 26 年分の所得税(及び復興特別所得税)・消費税及び地方消費税の確定申告書につきまして、下記の必印の書類が添付されていませんでした。  
つきましては、下記の必印の書類を同封の封筒にて平成 27 年 8 月 21 日(金)までに当税務署までご提出ください。  
なお、提出された書類等に基づき、内容を確認させていただいた結果、後日連絡をさせていただきます。

記

○ 以下の必印の書類が添付がございませんので、ご提出いただくようお願いいたします。

<input type="checkbox"/> の源泉徴収票	<input type="checkbox"/> 青色申告決算書(用)
<input type="checkbox"/> 雑損控除の損失額などの明細書	<input checked="" type="checkbox"/> 收支内訳書(用)
<input type="checkbox"/> 社会保険料控除証明書	<input type="checkbox"/> 財産及び負債の明細書
<input type="checkbox"/> 医療費の支出に関する領収書	<input type="checkbox"/>
<input type="checkbox"/> (特定増収等)住宅借入金等特別控除に関する書類( )	<input type="checkbox"/> 消費税等申告書付表( )
<input type="checkbox"/> 寄附金控除に関する受領証明書	<input type="checkbox"/> 消費税の還付申告に関する明細書

※ 既に、書類を提出されている場合には、申し訳ございませんが、その旨を担当者までご連絡ください。  
※ 上記の必印の書類は、各種控除等の適用要件の確認や適正申告の確保の観点から添付等が義務付けられておりますので、行政指導として提出をお願いしているものです。  
上記の期限までに書類の提出がいただけない場合において、各種情報等に照らして必要があると思われるときは、調査を実施する場合があります。  
この場合において、調査に基づき、申告内容を修正することとなったときは、過少(額)申告加算税が課される場合があります。

連絡先 担当者 個人課税第3部門 大城 電 話 03-3633-6211 (内線 1532)

※ 担当室にご連絡いただく際は、税務署の電話番号をおかけください。自動音声案内に代わって、「1」を押してください。

この文章による行政指導の責任者は、裏面の税務専らです。  
10-1